

令和7年度設置(令和7年度公募)

福岡市早良区役所証明写真機設置事業者
募集要項

令和 7 年 11 月

福岡市 早良区 総務部 総務課

目 次

1 公募物件	1
2 応募資格要件	2
3 証明写真機の設置条件等	2
4 応募申込み手続き	4
5 設置予定事業者の決定等	5
6 使用許可申請の手続き	5
7 設置予定事業者の決定の取消し	6
8 その他	6
9 お問い合わせ先等.....	6
■ 今後の手続き等の流れ.....	7
<様式 見本>	
様式1 証明写真機営業料率提案書.....	8
様式2 誓約書.....	9
様式3 証明写真機設置体制説明書.....	10
様式4 質疑書.....	11
様式5 役員等名簿.....	12

別 紙

別 紙 営業料率提案に係る様式集(様式1～5)

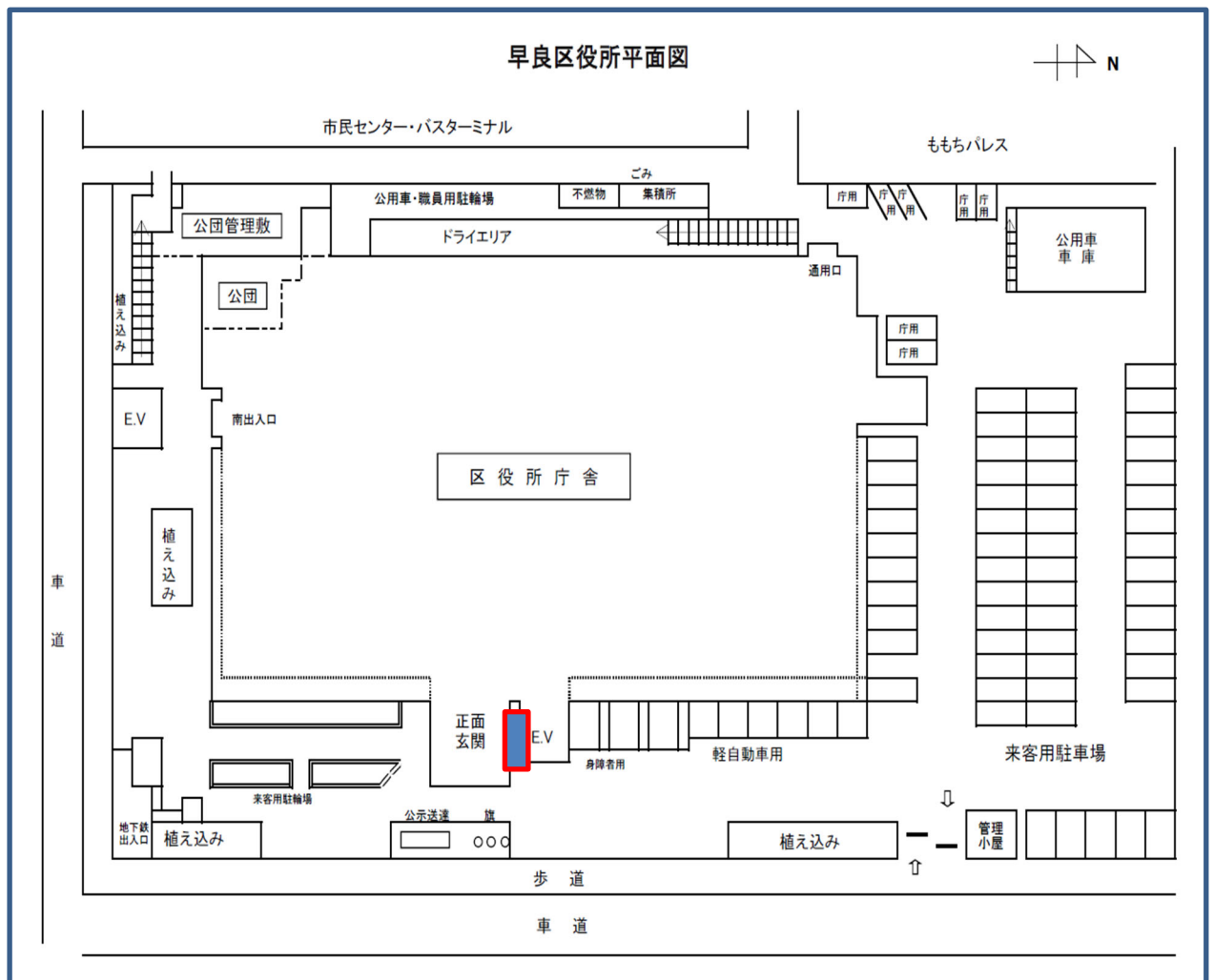
福岡市早良区役所証明写真機設置事業者募集要項

証明写真機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

① 所在地

福岡市早良区百道2丁目1番1号
福岡市早良区役所敷地内（屋外）



② 台数

1台（最大設置可能面積 $1.5\text{m}^2 = \text{W } 1.5\text{m} \times \text{D } 1.0\text{m}$ ）

※アジャスター付

※面積については、台座を含む。

③ 最大設置可能面積

$\text{W } 1.5\text{m} \times \text{D } 1.0\text{m} = 1.5\text{m}^2$ （うち、貸付面積は設置機器の実質使用面積。）

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ② 福岡市税及び福岡市外に居住するものは居住地の市町村税の滞納がないこと
- ③ 証明写真機の設置業務について、3年以上の実績を有している者であること
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置申請時に許認可等の免許を有する見込みがあること(該当についてのみ)
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員(以下暴力団員という)でないこと
- ⑥ 福岡市暴力団排除条例第6条(平成22年条例第30号)に規定する、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと
- ⑧ 本市が実施した証明写真機設置事業者の公募において、価格提案後もしくは使用許可(又は賃貸借契約)後、正当な理由なく辞退し、使用許可の取消(又は賃貸借契約の解除)をされてから2年を経過しない者でないこと

3 証明写真機の設置条件等

(1) 使用形態など

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、証明写真機設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

(2) 設置期間

設置期間は、令和 8 年 2 月 1 日 から 令和 9 年 1 月 31 日までの1年間を原則とします。なお、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと福岡市が判断する場合は、当初福岡市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可の日から5年を超えない範囲で(令和 13 年 1 月 31 日まで)更新することができます。

(3) 経費の負担

①経費の種類

(ア) 行政財産目的外使用料(基本使用料)

1㎡あたりの使用料 年額 18,969 円(土地)※非課税

(福岡市公有財産規則第 32 条に規定する庁舎等使用料)

※当該土地の価格に変動がある場合は変更となる場合があります。

基本使用料(年額) 18,969 円 × 設置機器の実質使用面積

(イ) 営業料率使用料

売上(税抜)からの割合(営業料率) ※1%単位

※この営業料率により設置事業者を決定します。

(ウ) 電気料金

電気料金は、設置事業者の負担とします。(設置場所には、壁面上部にコンセントが、ありますが、電源工事が必要となる場合があります。)

※使用量の算出方法について、使用量を計る子メーターを設置していただきます。

なお、子メーターの設置に要する費用は、設置事業者の負担となります。

(工) その他の必要経費等

(ア)、(イ)、(ウ)以外の証明写真機の設置及び撤去に要した工事費等の一切の経費は設置事業者の負担とします。

②納付について

(ア)、(イ)、(ウ)については、本市が別途指定する期日までに納付していただきます。
許可の日から5年を超えない範囲で更新する場合も同様の年額使用料となります。
※当該土地の価額に変動がある場合は(ア)の金額が変更となる場合があります。

(4) 証明写真機の機能等

① 証明写真サイズ

証明写真機については、以下の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えているもの。

- ・ 履歴書証明用
- ・ 運転免許証用
- ・ パスポート証明用
- ・ マイナンバーカード申請用

② 言語対応について

証明写真機については、外国籍の方が利用できるよう英語での案内機能を有しているものとします。

③ マイナンバーカード交付申請対応について

証明写真機については、マイナンバーカード交付申請が写真機より直接できる機能を備えているものとします。

④ 交通系ICカード対応機種について

必須ではありませんが、「地下鉄 ICカード」「はやかけん」等の交通系電子マネー対応機種の設置を積極的にご検討ください。

(5) 使用上の制限・注意事項等

- ① 設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用を確実に納付してください。
- ② 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要があります。
- ③ 証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ④ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、福岡市側の指示に従ってください。
- ⑤ 販売商品と直接関係のない広告の掲示を行うことはできません。

(6) 維持管理責任

- ① 証明写真機の保守点検、商品補充、金銭管理など証明写真機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ③ 証明写真機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置すること。
- ④ 証明写真機の設置及び維持管理にあたっては、福岡市と緊密な連携をとり、施設利用者等の利便を損なうことがないよう留意すること。

(7) 売上等報告書の提出

売上等報告書(売上件数、売上金額他、本市が指定する売上内訳等)により、毎月分は、翌月15日までに、1年間分は、翌年度の4月末までに福岡市へ報告してください。

(8) その他

- ① 証明写真機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を証明写真機本体前面のわかりやすい場所にはっきりと掲示すること。
- ② 巡回清掃を1ヶ月に1回以上行うこと。

4 応募申込み手続き

(1) 申込方法

■ 下記送付先にお申し込みください。

① 郵送申込み

簡易書留で下記送付先に送付してください。

普通郵便で送付された場合、担当課(早良区総務課)に受付期間内に不着のときは、応募がなかったものとみなしますのでご注意ください。

【受付期間】 令和 7 年 11 月 14 日 (金) ～ 令和 7 年 12 月 1 日 (月) 必着

【送付先】 〒814-8501

福岡市早良区百道2丁目1番1号

福岡市早良区役所総務部総務課(2階)

担当 : 赤塚

② 持参される場合

事前に上記担当へ電話(092-833-4303)の上、下記期間内に持参することもできます。

【受付期間】 令和 7 年 11 月 14 日 (金) ～ 令和 7 年 12 月 1 日 (月)

【提出先】 上記送付先と同じ

【受付時間】 午前 9 時 30 分～午後 5 時(正午～午後1時を除く。)の開庁日

(注意事項等)

- ※ 設置場所、規格等について現地確認をお願いします。
- ※ 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(2) 必要な書類

- ① 証明写真機営業料率提案書(本市所定 様式1)
- ② 誓約書(本市所定 様式2)
- ③ 証明写真機設置体制説明書(様式3の内容を網羅する独自様式でも可)
- ④ 設置予定証明写真機のカatalogまたは仕様書等(寸法、消費電力のわかるもの)
- ⑤ 事業概要
 - 〈法人〉会社概要
 - 〈個人〉創業日、事業内容、実績等のわかるもの
- ⑥ 役員等名簿(暴力団排除のため、福岡県警への照会に使用します)(様式5の内容を網羅する独自様式でも可)

※ 当該募集に関して、押印の必要がある提出書類については、登録印で押印をお願いします。

5 設置予定事業者の決定等

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とします。

なお、次のいずれかに該当する者の申込みは、無効とします。

- ① 本市が設定する使用料の要件を満たさない提案によるもの
- ② 応募資格のない者による応募申込み
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの
- ④ 本市所定の様式を用いず申し込みしたもの
- ⑤ 応募資格者又はその代理人が2以上の応募申込書を提出したときは、その全部
- ⑥ 他の応募資格者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として応募申込書を提出したときは、その全部
- ⑦ 応募資格者の記名押印がないもの
- ⑧ 訂正印の無い訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑩ 金額の訂正、削除、挿入等による記載のあるもの
- ⑪ 申込に関し、不正な行為を行ったもの
- ⑫ その他申込に関する条件に違反したもの

※ 申込審査の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、申込審査を中止、又は延期することがあります。

(2) 設置予定事業者の決定

- ① 最高の営業料率で申込みを行ったものを設置予定事業者とします。
- ② 最高営業料率の申し込みにおいて、同値の提案をした者が二者以上あるときは、当該申込者立会いのもと、くじによる選定となりますので、その際は、当該申込者に連絡を行います。

(3) 審査結果の公表等

設置予定事業者の決定は令和 7 年 12 月 10 日(水)の予定です。

申込者それぞれに結果を通知します。

また、本市ホームページに設置予定事業者名を掲載します。

なお、設置予定事業者決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定営業料率を回答します。

6 使用許可申請の手続き

設置予定事業者に決定した者は、令和 7 年 12 月 26 日(金)までに早良区総務課へ下記の書類を添付の上、申請を行っていただきます。

なお、使用許可は証明写真機営業料率提案書に記載された名義で行います。

提出部数は各1通です。

【提出書類】

- ① 行政財産目的外使用許可申請書(本市所定様式)
- ② 法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面
- ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行日から3か月以内のもの
＜個人の場合＞住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書

- ④ 印鑑証明書 ※発行日から3か月以内のもの
＜個人の場合＞印鑑登録証明書
- ⑤ 福岡市税に滞納がないことの証明書(福岡市外の場合は居住地の証明書も必要)

7 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
 - ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
 - ③ その他設置予定事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合
- 上記の取消しの場合は次点の者を決定事業者とします。

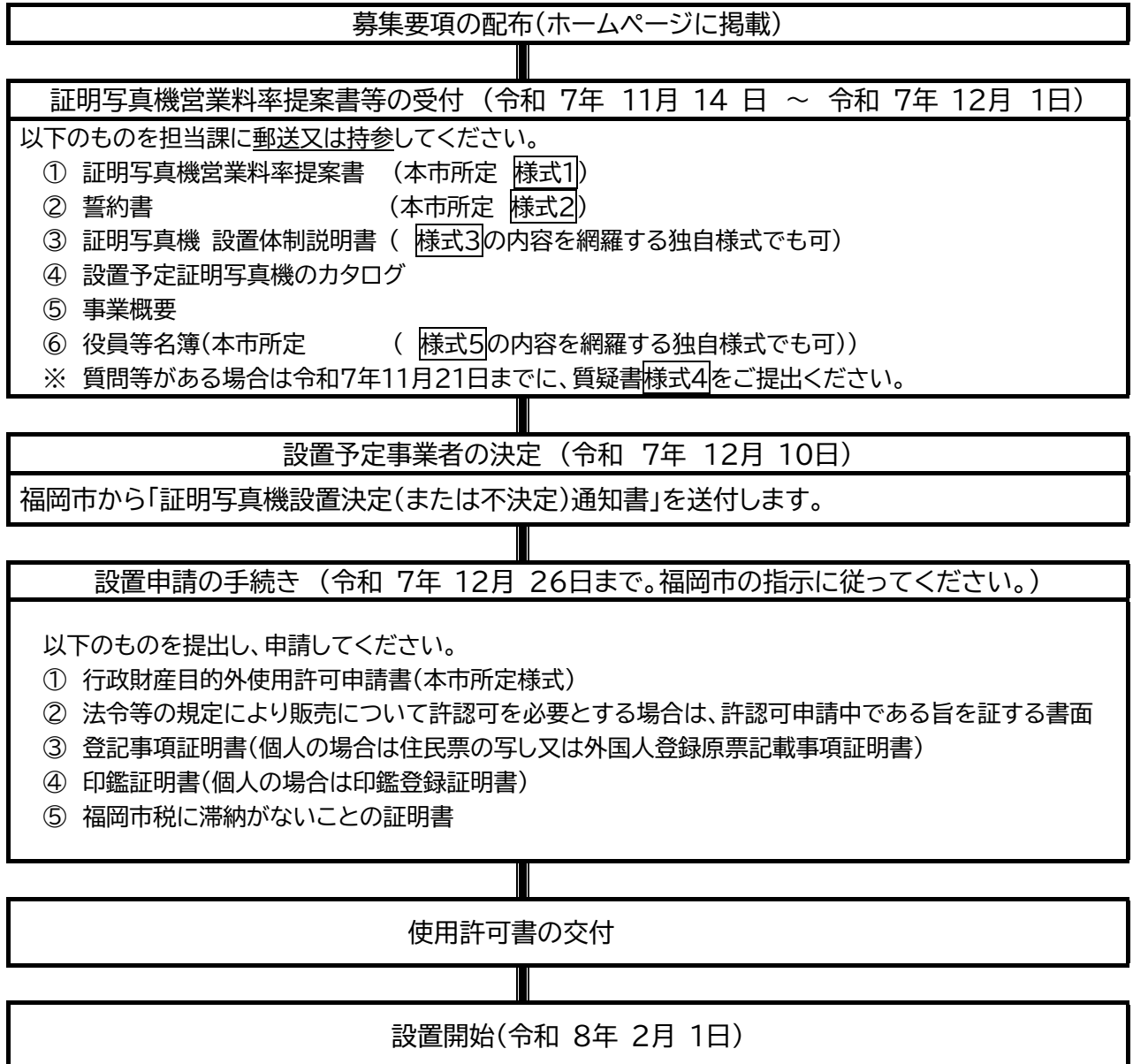
8 その他

- ① 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- ③ 本募集要項に関する問い合わせ先は次のとおりです。

9 お問い合わせ先

〒814-8501
福岡市早良区百道2丁目1番1号
福岡市早良区役所 2階
早良区総務部総務課
担当：赤塚
電話：092-833-4303

■ 今後の手続き等の流れ



様式1

証明写真機 営業料率 提案書

令和 ○年 ○月 ○日

福岡市長様

見 本

住所(所在地) 〒814-8501
名 称 福岡市早良区百道2丁目1番1号
(氏名) 福岡市早良区株式会社
代表者名 代表取締役社長 ○○○○

印

貴市における証明写真機設置事業者募集の下記施設について、募集要項の各条項を承知の上、次のとおり申し込み、営業料率を提案します。

施 設 名

早良区役所

登録されている印鑑を押印してください。

1 提案営業料率

提 案 営 業 料 率 (%)

売上(税抜)の %を営業料率として支払い

※ 提案営業料率は、アラビア数字で記入してください。
(例 : 10 %)

■ この営業料率提案書のみ、封筒に入れ糊付けをして割り印を押してください。

様式2

誓約書

令和 年 〇月 〇日

福岡市長様

見 本

住所(所在地) 〒814-8501
福岡市早良区百道2丁目1番1号
名 称 福岡市早良区株式会社
(氏名) 代表取締役社長 ○○○○
代表者名

印

貴市における証明写真機設置事業者募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

登録されている印鑑を押印してください。

記

- 1 証明写真機営業料率提案書の提出に際し、福岡市西区役所証明写真機設置事業者募集要項(以下、「募集要項」という。)について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 募集要項「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
また、資格確認のために官公庁への照会を行うことについて、承諾します。
- 3 募集要項1 ページ公募物件における、各物件の留意事項や個別条件を遵守します。
- 4 設置予定事業者の決定に関して、福岡市ホームページに設置予定事業者名を掲載すること、及び設置予定事業者決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定営業料率を回答することに同意します。

現在設置している施設名(市の施設に限定しません)・所在地・設置期間を記載してください。

施設	所在地(住居表示)	設置期間
○○○	○○○	平成〇年〇月～現在
△△△	△△△	平成△年△月～ 令和△年△月まで

様式3

証明写真機設置体制説明書

令和 ○年 ○月 ○日

福岡市長様

見 本

住所(所在地)

〒814-8501

名 称

福岡市早良区百道2丁目1番1号

(氏名)

福岡市早良区株式会社

代表者名

代表取締役社長 ○○○○

維持管理・保守体制 (保守点検・清掃等)	○○○…
故障、クレーム時の 対応並びに体制	△△△…

■ 添付書類に漏れがないかチェックしてください。

- ☐ 証明写真機営業料率提案書(福岡市所定 様式1)
- ☐ 誓約書(福岡市所定 様式2)
- ☐ 証明写真機設置体制説明書(様式3)の内容を網羅する独自様式でも可)
- ☐ 設置予定証明写真機のカatalog(寸法、消費電力のわかるもの)
- ☐ 事業概要 <法人>会社概要
<個人>創業日、事業内容、実績等のわかるもの
- ☐ 役員等名簿(様式5)の内容を網羅する独自様式でも可)

様式4

質疑書

令和 ○年 ○月 ○日

福岡市長様

見 本

住所(所在地)

〒814-8501

名 称

福岡市早良区百道2丁目1番1号

(氏名)

福岡市早良区株式会社

代表者名

代表取締役社長 ○○○○

件名 : 福岡市早良区役所 証明写真機設置事業者募集

質 問

回 答

様式5

見 本 役 員 等 名 簿

【法人名

】※該当する元号をローマ字頭文字で記入してください。

区分	役 職	氏 名 カ ナ	氏 名	生年月日			
				明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

※収集した個人情報については当該事務に関して警察本部への照会確認のみに使用し、その他の目的には使用しません。